

八王子市立松木中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立松木中学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・全校集会にて「いじめは決して許されない」との共通理解を行う。
- ・すべての職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校、学級、集団にも起こりうることで、誰もが被害者に、そして加害者になりうることで、しっかりと認識する。
- ・「いじめの定義」を理解し、常に気を配りながら「いじめは絶対に許さない」という意識をもちながら教育活動に取り組む。

〇令和7年度の重点項目

- ・いじめの未然防止、早期対応のために、組織的に連携・対応を行う。

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・いじめ防止対策等の基本的な方針と取組内容の共通理解。
- ・八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針に合わせた情報共有。
- ・本校独自の「いじめの種シート」と、教員用共通理解資料を用いた組織的な対応。
- ・セーフティー教室における、SNSに纏わるトラブル防止対策。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日 15時00分から
- 〇構成員 校長、副校長、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生徒指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 「いじめの種シート」を活用した事実の把握。
いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断

いじめ対応の流れ

- 〇いじめの早期発見
いじめの早期発見のため、月に一度、生活アンケートを実施する。
- 〇いじめへの対処
子どもの立場に立ち、しっかりと事実関係の確認に努める。対処は組織的に行うことを原則とする。その後、生徒の健全育成のため、保護者や関係機関との連携を図る。

いじめの防止等に関する教員研修

- 年間指導計画に基づいた、教員研修の実施。
- ・4月7日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
 - ・8月26日「重大事態の理解と対応」
 - ・1月7日「いじめへの組織的な対応」
 - ・Q-U 検査を年2回実施し、結果の分析に基づき、声かけを行う。

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 〇1学期中 いじめ未然防止を図るため、いじめ防止プログラムやいじめ防止の啓発活動を実施する。
- 〇1学期中 1学年においてスクールロイヤーを招いたいじめ予防防止教室を実施する。
- 〇【内容項目B-（6）思いやり、感謝】道徳の授業を要とし、道徳的心情を育む授業を定期的に行う。

SOS の出し方に関する授業

- 〇DVD「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう H30年2月」を活用した「SOS の出し方に関する教育」を行う。
- 〇1学年段階で、スクールカウンセラーとの全員面談を行う。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇7月2日（水）いのちを大切にすることを考える、道徳授業地区公開講座を実施する。
- 〇【内容項目D-（19）生命の尊さ】道徳授業
- 1年生 あなたがうまれたひ いのちを考える
- 2年生 たったひとつのたからもの 国境なき医師団
- 3年生 家族の思いと意思表示カード

生徒の自己肯定感を高める取組

- 〇八王子っ子サミットを通して、生徒会活動におけるいじめ防止に向けた取り組みを行う。
- 〇異年齢交流活動を通し、一人ひとりが活躍できる場や機会を設定する。（体育大会・学芸発表会）
- 〇小中連携教育の一環として、小中連携あいさつ運動や、小学生と中学生との交流を図る自治活動を行うことにより、自己肯定感を高める。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を適宜周知する。